

令和7年度 第2回桑名市子ども・子育て会議 議事録

令和8年2月10日 10:00～

くわなメディアライヴ2階 第一会議室

1. 開会

(松岡委員長挨拶)

皆さんこんにちは。寒い日が続いていますが、お風邪等引いておられないでしょうか。大変寒い日が続きながら、オリンピックが始まって、とてもたくさんのメダルを取ったという情報をいただいて、そういう選手たちの幼い頃の様子等をテレビで見る機会が多くなりました。自分で何かしたいと思った時に、周りのたくさんの方がその子の夢をかなえるためにたくさんの力を注ぐというのは、まさに今のこどもたちにとって非常に重要で、とても励みになると思います。世界情勢がなかなかそんなに明るいわけではないという印象を持ってはいるのですが、ただ桑名市のこどもたちにとっては、未来が見える、そんなまちで育ってほしいと、ここのところすごく感じる人が多いです。なので、ぜひこの会議でも、委員の皆さんの関係する分野からたくさんのご意見をいただきながら、こどもたちの幸せを一緒に作っていければと思います。そして、新しく新副会長になられた青木先生も今日はお越しいただいていますので、後でご挨拶をいただきます。青木先生は松阪市でも子ども・子育て会議に出ておられるとお聞きしております。他の地域のお話を聞くことは非常に参考になりますので、いろいろお話をうかがいたいと思います。それでは皆さん、よろしくお願いいたします。

(青木副会長挨拶)

前回の第1回の会議の欠席を失礼いたしました。私は高田短期大学子ども学科で幼児教育を専門としております。このような大役を仰せつかりまして、非常に恐縮しているのですが、委員長をサポートしつつ、先ほどの挨拶を受けるならば、桑名市のこどもたちの明るい未来が少しでも見えるように、微力ながら尽力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) 令和7年度 桑名市こどもの権利条例に基づく各課の取組（資料3）

事務局：今年度は、桑名市こどもの権利条例が施行された1年目の年になります。全庁的な取り組みとして、こどもの権利を保障し、こどもの意見に耳を傾け、寄り添った取り組みを進めていくよう、こどもの権利条例の意義について意識付けを行っているところでございます。各課においても桑名市こどもの権利条例に基づく取り組みを行うよう、声かけをしているところです。今回は、各課での取り組みについてご紹介させていただきます。

（事務局が資料にそって説明）

事務局：桑名市こどもの権利条例に関しましては、本会議にて評価・検証を行っていくことになります。今後の評価方法に関しましては、各課で自己評価を行い、その結果を本会議で検証していただく予定です。こちらに関しまして、委員の皆様のご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員：こどもの権利条例ができて本当によかったなと思っています。指摘するわけではなく、疑問なのですが、この資料の幼保支援課のところで、「子どもの人権」と書いてあるので、ずっと以前から取り組みをされてきたのかなと思ひまして。「こどもの権利」イコール「子どもの人権」なのですが、他の部署は「こどもの権利」と書いてあるので、幼保支援課が「子どもの人権」としているのは、なにか思いがあるのですか。

事務局：「子どもの人権を考える子育て講演会」は、昔から続けている事業です。保護者の方や保育士、幼稚園教諭等の保育に関わる者に周知させていただいています。「子どもの人権」としているのですが、どちらかというと、特に保護者の方に向けて、子どもとどう関わったらいいか、子どもとの関わりの時にどんなところを大事にしたらいいかを考えてもらったり、ほっとしてもらったりする取り組みをしております。今年度に関しましては、桑名市の絵本作家のはっとりひろきさんという先生に来ていただきました。はっとり先生が絵本作家になるまでの夢を叶えていくという話から、子どもの夢を大事にしていくことは大切だよね、ということを保護者の方と一緒に考えていけるような内容の講演にさせてもらっています。「子どもの人権」と出

してはいるのですが、保護者の方と一緒に、子どもを産み育てていく時、子どもを保育していく時に大切なことは何かを考える時間になっています。

委員：この頃、児童相談所も乳幼児期の育て方がいかに大事かということを使い始めました。これは本当に当たり前ののですが、将来的に虐待にならないように働きかけることはすごく大事だと思っているので、ぜひ続けていただきたいと思います。

委員：先ほど子ども未来課さんから、市職員向けのこどもの権利条例に関する研修についてお話がありました。資料の「幼保支援課」のところを見ると、「職員向けの子どもの人権研修」を行っていると書かれています。私は学童保育所で働いている支援員であり、子どもを見る現場の職員の1人です。なので、ぜひ同じような研修を開いていただけるとありがたいと思っております。

事務局：今回の市職員向けの研修は、市役所内の係長級と主査級に向けて行っておりますが、今後は職員向けの方も対象を広げていかなければならないと思っております。また、こどもの権利条例を周知啓発していくという意味でも、機会があればと思っております。

委員長：こどもの権利条例は、こどもに関わるあらゆる分野の方々が知るべきことであり、広く言えば市民全体が知るべきことなので、市民向けや職員向けというところに、様々な機関の方々に声をかけていくというのは、方向性として当然あるんだろうなと思います。ぜひ積極的に声をかけていただいて、参加できるかできないか、というところはあるかもしれませんが、学ぶ機会は平等に持てるように、ぜひお願いしたいと思います。私の方から2点お願いします。こどもの権利条例に取り組んでいただくということは、もちろんせっかく作ったんだし必要なんですけれども、「なぜこどもの権利侵害をしてはいけないのか」という本質的なところが分かっていないと。本当に負のダメージを与えるからなんですけれども。いろんな科学的根拠もあるとは思いますが、そこが分かっていないと、守りましょう、守りましょうという周知啓発が上滑りというか、届かないことになってしまうのではないかと思います。こどもの権利侵害をすると、こどもたちに多くのダメージを抱えさせる、そしてこども自身が処理しなければならない。こんな大変なことはないですね。そもそも、桑名市がこどもの権利条例を作ったのは、こどもの権利は守るべきものなんだという

根本的なものなんだということをぜひ知っていただきたいと思います。さっきも言いましたけど、こども達にとって、園とか所属しているところで権利侵害が起こっていると感じている。こども達は、「こどもの権利がありました」という言葉と、自分の置かれている状況がすごく乖離していてとっても落胆するし、諦める子もいるんだろうなと思うんですね。なので、やはり今現在権利侵害で苦しんでいるこども達に対して、どうあなたの権利を守っていくかということを、具体的にこどもの権利条例を知らせて、「あなたを守るんだ」という姿勢を、こどもと関わる方々がこどものそばで示して対応していくことが重要だなと思いながら話を聞きました。こどもの権利条例について、たくさんの取り組みをしていただきますので、周知のその先のことも見越して、ぜひ対応していただければなと思います。

3. 報告

- (1) こども誰でも通園制度の実施及び特定教育・保育施設の利用定員変更について（資料4・資料5）

（事務局が資料にそって説明）

委員：幼稚園協会でございます。幼稚園でも実施をさせていただく予定です。現在三重県内でこども誰でも通園制度を実施しているのは松阪市だけなんですね。その先生方を講師に招いて、勉強会を実施させていただきました。それが昨年のごことです。ただ、なかなか分かりにくいところが多くて、やりながら考えていくことになろうと思いますので、ここは市民の皆さんに協力いただくしかないと思います。1つは、0歳6か月から3歳未満が対象ということで始まって、元気よく通い始めて3歳迎えたらもう来ちゃだめですよ、ということになるので、そのところもなかなか悩ましい部分だなと思います。正確に言うと、3歳の誕生日の前まで来ることができるんですね。それを過ぎると来ることができません。さらに月10時間という枠が設けられ、それ以上は自分でお支払いいただくことにもなるので、その辺をどうやって理解をいただくかというところで、難しいところだなと考えております。私幼稚園協会としては、せっかくの機会でございますので、全力で取り組み、またその経過についても報告させていただきたいと思っております。

委員長：どういうニーズがあって、どういう風に利用なさっているかという点もまたフィー

ドバックしていただくといいかもしれませんね。副委員長どうでしょうか、今松阪市でやっているという話がありました。

副委員長：松阪市では、昨年度から施行という形で、今年度から拡大する形で募集をかけているようです。この前の会議によると、保護者向けに「こども誰でも通園制度ってこんなだよ」という映像をホームページから見ることができます。映像で保護者の方に流すと、どういう制度で、どんな雰囲気、ということが分かりやすいと感じました。やはり保護者にとって目からの情報は非常に大きいので、住民の方たちにも理解してもらいやすく、こういうものがあるといいのかなというのが松阪市の印象です。

委員長：その映像というのは、松阪市が作られたものですか。公開になっているということですね。映像による周知はとても良いツールの出し方ですよ。そのようなものもあるということで、桑名市でも検討していただくといいのかなと思います。

委員：公募から助産師として参加させていただいております。よろしくおねがいします。利用方法のところの「月10時間」というのは、何か意味があって10時間としているのでしょうか。

事務局：「月10時間」は国が定めた統一ルールです。国の審議会で議論を重ね、10時間以内となっております。

委員：私は助産師として働いておりまして、悩めるお母さんたちを見ているので、10時間というあたりがどうなのか、また聞かせていただきたいです。

委員長：そうですね。月10時間だと、4時間や4時間半利用するのであれば、月に2回しか利用できないです。半日ぐらいの時間ですもんね。国も、予算など根拠があって出している時間かなと思いますが、実際にニーズがどれだけあるのかというあたりで、これよりも増やさなければいけないということがあれば、市独自で対応されるのか、やはり国の規定の10時間で行うのか、というあたりはどんな感じなのでしょう。

事務局：全国的に初めて行う制度ですので、実施を通じて検証するものだと思っております

ので、時間に関しても足りないとか何かご意見があれば、必要に応じて見直すこともあると思います。

(2) 令和8年度 子ども・子育て支援に関する主な予算（新規事業）について（資料6）

（事務局が資料にそって説明）

委員長：最初の睡眠改善事業のところに、「桑名オープンフィールド構想」というものが書いてありますが、知らなくてすみません、これは何ですか。

事務局：行政の力だけでは解決できない課題等がありますので、それを民間企業と協力して市の場所を使って課題解決をしていく構想のことです。

委員長：分かりました。ニュースで市長がよくおっしゃっているような、ベンチャーとタッグを組んでという事業をよく目にします。これがまさに桑名オープンフィールド構想の取組ということですね。ありがとうございます。睡眠に関しては、子どもに寝ると言っても、親のライフスタイルが夜型になっていたら子どももなかなか寝ないです。夜間に働かないといけない方もいらっしゃるので、そのあたりで子ども向けの睡眠というのは難しいかなと。ただ、保護者には責任があるので、周知啓発をしていかないといけないかなと思います。また、長期欠席者を減少させるなど色々な目標を上げてもらっているのですが、どれくらいの期間この事業を継続して、その評価やアウトカムのところを見ていこうと思っておられるのか、教えてくださいませんか。

事務局：来年度から始める事業ですので、まず1年間基本データを集めることになると思います。1年経過して、次の年に、差ができたところ等が今後変わっていくかどうかというところを見ていくかたちになります。長い期間が必要かなと思います。

委員長：睡眠だけ改善すれば出てくる指標ではないかなとも思いますので、そこは総合的ということですね。ありがとうございます。それともう1点すみません。4番の1か月児健康診査事業費の子ども総合センターの事業ですが、産婦人科と協定を結んでいるのですか、それとも小児科ですか。1か月検診は産婦人科で受けられたのか

なと思いました。

事務局: 1か月検診につきましては、おっしゃられるように、1か月の時に、お母さん自身の産婦検診と合わせて実施することを想定しております。場所としては産婦人科になるのですが、そちらに小児科の先生が控えていらっしゃる現場でお聞きしておりますので、取り組んでいただくのは小児科の先生になると思われま。

委員長: 追加ですみません。それは今までもやっていたよね。新規事業になるのですか。

事務局: 今までは、1か月検診はお母さん方の自己負担でしたが、今回は市が費用負担することで保護者の負担が減るようになります。また、補足ですが、健診結果が市に戻ってきますので、その結果に基づいて、その後の対応や訪問を行わせていただければと思っております。

委員長: 今までは、産婦人科でやっていた母親や保護者が支払う1か月検診のデータの情報は、市には届いていなかったということですね。

事務局: そうですね。今までは、気になることがあればもちろん病院から連絡をもらっていたと思うのですが、今後は全ての方の情報について、こちらにお子さんとお母さんの情報を合わせていただくこととなりますので、より丁寧にフォローできると思っております。

委員長: とてもいいことですね。他に質問などありますか。

委員: オープンフィールド構想で思い出したんですけども、以前実施していたマッチングアプリがその後どうなったのかなと。今回の会議でなくてもいいんですが、今後教えていただけるとなと思います。

委員長: 多分あれがその一環だったんでしょうね。今思い当たるのがいくつかあるんですが、生理管理アプリ「ルナルナ」を使ってくださいというのもそうですよね。継続しているものと、ある程度終わっているものがあるかなと思います。マッチングアプリはどうなんですかね。

事務局：マッチングアプリがオープンフィールド構想なのかどうかまでは理解しておらず、申し訳ないのですが、また情報等ありましたらお伝えさせていただきたいと思えます。先ほどのルナルナは民間との連携になりますので、オープンフィールド構想を活用したものになります。

委員：こどもの権利条例のところでも申しましたが、評価シートを作っていたかということでしたが、私たち委員にも、いずれ見せていただけるのでしょうか。それとも、ある程度終わった時に見せていただけるのでしょうか。

事務局：評価案につきましては、来年度以降、引き続き会議の中で資料を提出させていただいて、評価・検証をしていただくことになるかと思っております。事前に各課から取り組みを集約してこの場で報告させていただきたいと思っております。次回の会議の時には、今年度や今まで取り組んできたところの内容について、こちらで考えた様式で、報告させていただきたいと思っております。

委員：もう1ついいですか。12月13日の中日新聞で書いていただいていた、「こどもの権利擁護委員会」というものがありまして、これは2026年に設置する方針ですみたいな記事を私は見たんですけども、これは何かということを知りたいのと、当会議との関連性について教えていただきたいと思えます。子ども・子育て会議って委員の私たちはここに時間を作って出てくるんですが、この会議って桑名市の中でどういう位置づけなのか今一つ分からない時もありますし、私たちがしゃべっていることがちゃんと行政に通じているのかなということはちょっと疑問に思っています。

事務局：こどもの権利擁護委員会ですが、こちらはこどもの権利侵害に対する救済・回復を目的として、こどもの権利を擁護する機関で、申し立てがあった権利侵害事案等に対して調査・調整、関係者への是正勧告、是正を受けた者への報告要求、請求する相談窓口への助言・支援、こどもの権利に関する普及啓発などを担うこととなります。本会議との関係は、何か事案があった時等に報告をさせていただく形になると思えます。現段階ではまだ詳しいことは決まっていないのですが、条例が制定されてから2年を超えない範囲で設置することとなっておりますので、こどもの権利条例をもとに、来年度の設置を目指しています。

委員：当会議での委員の発言も、皆さん一生懸命考えていただいていると思いますので、ぜひ会議でもこどもの権利でも尊重していただければと思います。

委員長：こどもの権利擁護委員会の設置はこれから目指すとのことですが、委員の選定もこれからでしょうか。どれくらいの規模で、どのような方々を選定するのか、もし決まっていたら教えてください。また「こどもの権利侵害」ということで、こども達からの訴えがあった時に対応するのでしょうか。

事務局：こどもの権利擁護委員会は、市の機関から独立したもので、事案調整、関係者への是正勧告などを行う機関です。委員の人数や構成はこれから決めていくのですが、委員の方は、弁護士や心理士、スクールカウンセラーなどを想定しておりまして、8年度に向けて準備を進めているところです。訴えにつきましては、こどもだけでなく、保護者からの相談なども想定しています。今も関係機関で相談等対応しているのですが、それもありつつ、こどもの権利擁護委員会でも直接相談することができます。

委員長：こどもの権利擁護委員会にワンストップという形でダイレクトにつながるのですか。それとも、こどもや保護者が関係機関にそれぞれ訴えたものを、こどもの権利擁護委員会にあげていくんですか。関係機関がある程度、擁護委員会で検討するか否かを選別するんですか。選別する場合、相談する側としては安心できないのではないかなと思います。

事務局：直接受ける場合もあれば、関係機関が解決できなければ、そこから繋ぐ場合もあると思います。そのあたりも現在整理している段階です。

委員長：保護者の話を聞いていると、「訴えたが扱ってもらえない」といったことがあるそうです。そのあたりを改善していただきたいと思います。

委員：難しいところで、いじめがあると、まず教育委員会に訴える。対応は教育委員会の考え方次第であることや、学校に伝えた後、教師からいじめたこどもへの注意の仕方にもよる。教師が注意すると「チクったな」となるのですごく難しい。こどもの

権利について本当に分かってもらい、まずはいじめたこどもの事情や権利を理解しないと解決しない。なので、オンブズマンが、いじめられたこどもといじめたこども、どちらに対しても味方でないと、ただいじめたこどもを責めるだけになってしまうのではないかなと思います。

委員長：こどもの権利条例に基づいていろいろ行っていくなかで、こどもたち、とくに権利侵害を受けているこどもたちが「条例があって良かった」と実感できる体制を、擁護委員会の選定なども含めて考えていってほしいです。また、当会議でも報告をいただいたり、当会議の委員も発言できる機会があるといいと思いました。以上で会議は終了です。

6. 閉会

事務局：令和7年度、委員の皆様には、ご多忙の中会議に参加していただき、また様々な貴重なご意見をいただきありがとうございました。桑名市の子ども・子育て施策を推進していくために、皆様の協力が不可欠だと考えております。また、事務局としても、より良い施策となるよう、さらなる充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。来年度は年2回程度の開催を予定しております。本日はありがとうございました。